

投資信託等の目論見書に関するQ & A（令和7年4月版）

令和7年4月23日

日本証券業協会

I 全般

問1 投資信託の目論見書制度の見直しが行われましたが、どのように変わったのでしょうか。

（答）

平成16年の改正では、投資信託の目論見書が投資者にとって利用しやすいものとするため、交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する制度が導入されております。しかしながら、実務では、この制度が利用されない場合も多く、投資信託の目論見書は投資者に利用しやすいものとはなっていないとの指摘が多かったことから、投資信託受益証券の目論見書について、より利用しやすく、分かりやすいものとする観点から、以下のとおり、見直しが行われております。

- ① 交付目論見書の記載内容について、投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定され、様式が定められました。
- ② 一方、請求目論見書の記載内容については、基本的に有価証券届出書の記載内容とされたとともに、目論見書の電子交付を利用しやすいよう手続きが簡略化されました。

II 金融商品取引法第15条第3項関係

問2 投資信託の請求目論見書については、顧客への交付が義務づけられている「交付目論見書」に「請求目論見書は投資者の請求により交付される」との記載があること等から、協会員は、顧客に対し、その都度「請求の有無」の確認を行う必要はないとの理解で良いでしょうか。

（答）

協会員は、顧客が「交付目論見書」の交付を受けていることの確認を行う必要はありますが、「請求目論見書」については、顧客に対し、その都度「請求の有無」の確認を行う必要はありません。

問3 協会員は、顧客から、投資信託の請求目論見書の交付請求を受けた場合、何か記録を作成しておく必要があるのでしょうか。

(答)

協会員は、投資家から投資信託の請求目論見書の交付請求を受けた場合、金商法上、直ちに請求目論見書を当該投資家に交付する必要がありますが、この請求受付・交付について記録し保存すること自体は義務づけられているものではありません。

問4 協会員は、顧客からの投資信託の買付注文の受注に際して、当該顧客が請求目論見書の交付請求を行っていないことや、当該顧客に請求目論見書を交付していることを確認しなければならないのでしょうか。

(答)

協会員は、顧客からの請求目論見書の請求の有無及び顧客への請求目論見書交付について、法令及び協会規則において、その確認が義務づけられているものではありません。

問5 投資信託の取得の勧誘に当たって、請求目論見書は、どの時点で顧客に交付すれば良いのでしょうか。

(答)

協会員は、金商法第15条第3項の規定に基づき、投資信託証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時まで、顧客から「請求目論見書」の交付の請求があったときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならないこととなっています。

問6 A投資信託の販売の勧誘に当たって、顧客から、請求目論見書の交付請求を受け発送の準備を進めていたところ、A投資信託の買付注文がありました。この場合、協会員は、顧客から、A投資信託の買付注文を受注しても問題はありますか。

(答)

金商法第 15 条第 3 項の規定は、投資家が協会員に請求目論見書の交付を請求した後、投資家自らの判断により、到着までの間に当該協会員に対して取得申込みを行った場合、協会員が、請求目論見書の交付請求・到着の有無を確認することなく約定を受付けることまで禁ずるものではないと解されます。

Ⅲ 金融商品取引法第 15 条第 2 項ただし書関係

問 7 投資信託等の販売に当たっての目論見書の交付について、金商法第 15 条第 2 項第 2 号イにより「同一銘柄を所有する顧客が当該目論見書の交付を受けないことに同意したとき」は、当該目論見書の交付義務が免除されております。協会員は、当該同意を受けている顧客について、投資信託の預り残高がない場合であっても、目論見書に重要な事項の変更がなければ、当該目論見書の交付を省略し、当該投資信託を販売、取得させて良いという理解で良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースのように、同意を受けている顧客について、目論見書に重要な事項の変更がなければ、当該目論見書の交付を省略し、当該投資信託を販売し、又は取得させることは、差し支えありません。

問 8 投資信託等の販売に当たっての目論見書の交付について、金商法第 15 条第 2 項第 2 号ロにより「顧客の同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は、確実に交付を受けると見込まれる場合で、当該顧客が目論見書の交付を受けないことに同意したとき」は、当該目論見書の交付義務が免除されております。この場合、

- (1) 顧客及び同居者については、届出住所が同一の者であれば、新たに「住民票」等により確認を行う必要はないとの理解で良いでしょうか。
- (2) 顧客の同居者が、既に交付を受け保有している目論見書が過去（直近の改訂以前）のものである場合であっても、当該顧客の同意があれば目論見書の交付省略が可能でしょうか。
- (3) 顧客の同居者が金商法第 15 条第 2 項第 2 号イに基づく目論見書の交付省略を受けている場合、当該顧客の同居者が目論見書を保有しているものとみなして、当該顧客の同意があれば、金商法第 15 条第 2 項第 2 号ロに基づく目論見書の交付を省略しても良い

でしょうか。

(答)

(1) について

同意している顧客がすぐに当該目論見書を見ることができる状態にあることが必要であることから、協会員は、新たに「住民票」等により確認を行う必要はありませんが、顧客及び同居者について、投資信託等の勧誘に際し、届出住所が同一であることを確認しておく必要があります。

(2) について

顧客が、目論見書の交付省略に同意する時点で、有効な目論見書であることが必要であることから、ご質問のケースについては、金商法第 15 条第 2 項第 2 号ロに基づく目論見書の交付の省略はできません。

(3) について

顧客が、目論見書の交付省略に同意する時点で、「顧客の同居者が有効な目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれること」が必要であることから、ご質問のケースについては、目論見書の交付の省略はできません。

問 9 投資信託等の販売に当たっての目論見書の交付の省略については、顧客が「目論見書の交付を受けないことに同意」することが要件となっておりますが、

(1) 顧客が目論見書の交付を受けないことの同意については、当該顧客から「同意書」又は「確認書」等を徴求しておく必要があるのでしょうか。

(2) この同意については、例えば、投資信託といった有価証券の種類ごとに、包括的に顧客から同意を得ても良いのでしょうか。

(3) 同一目論見書に複数の投資信託の内容が記載されている場合には、当該複数の銘柄を同一の銘柄として取扱い、金商法第 15 条第 2 項第 2 号イに基づく同意を得ることができるのでしょうか。

(答)

(1) について

顧客から「同意書」又は「確認書」等を徴求する等の方法のほか、口頭により「当該顧客が当該目論見書の交付を受けないことにつき同意した」旨の確認を行い、その旨を記録しておく方法等があります。

(2) について

投資信託といった有価証券の種類ごとではなく、銘柄ごとに顧客の同意を得る必要があります。

(3) について

- ① 同一目論見書に複数の投資信託の内容が記載されている場合には、当該複数の銘柄を同一の銘柄として、金商法第 15 条第 2 項第 2 号イに基づく同意を得ることができます。
- ② 同一の目論見書に記載される投資信託が新たに追加された場合で、顧客が当該追加となった投資信託の買付けを行うときには、協会員は、約定までに、当該追加後の目論見書の交付を行う必要があります。なお、目論見書の交付省略に関する同意については、当該顧客から撤回の意思表示がない限り、引続き有効となりますので、変更後の目論見書を交付した後は、それ以降の目論見書の交付を省略することが可能です。

問 10 金商法第 15 条第 2 項第 2 号イにより、顧客から目論見書の交付の省略について同意を得ている場合において、

- (1) 目論見書に「重要な事項の変更」があった場合の取扱いはどうなるのでしょうか。
- (2) 当該顧客から交付目論見書又は請求目論見書の請求があった場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答)

(1) について

目論見書に「重要な事項の変更」があった場合には、目論見書の交付の省略について顧客から同意を得ている場合であっても、協会員は、約定までに、当該変更後の目論見書の交付を行う必要があります。

なお、目論見書の交付省略に関する同意については、当該顧客から撤回の意思表示がない限り、引続き有効となりますので、変更後の目論見書を交付した後は、それ以降の目論見書の交付を省略することが可能です（(2)について同じ）。

(2) について

目論見書の交付の省略について同意を得ている顧客から交付目論見書又は請求目論見書の交付請求があった場合には、当該顧客に対して、当該目論見書を交付しなければなりません。

なお、当該同意を得ている顧客から投資信託の買付注文があった場合の社内記録の作成及び当該買付注文の処理については、請求目論見書の請求があった場合の取扱いに準じます。

(参考)

「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）」15－1

IV. その他

問 11 金商法第 37 条の 3 第 1 項に定める契約締結前の情報提供（金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号）の取扱いは、どのように理解すれば良いでしょうか。

(答)

金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号においては、契約締結前の情報提供の一類型として、契約締結前交付書面の記載事項の全てが記載された目論見書又は目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面（以下「補完書面」といいます。）を一体のものとして交付する方法が認められていますが、この場合の目論見書及び補完書面についても顧客にとって分かりやすいものとなっている必要があると考えられることから、契約締結前交付書面の記載事項は当該書面の記載方法（金商業等府令第 79 条第 3 項～第 5 項）に準ずる方法により記載することとされています。

ただし、金商業等府令第 79 条第 8 項により、金商法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる有価証券（投資信託又は外国投資信託の受益証券）に係る目論見書及び補完書面については、「契約締結前交付書面の記載方法に準ずる方法による」という要件を適用しないこととされております。

具体的には、投資信託受益証券の交付目論見書において、契約締結前交付書面の記載事項が全て盛り込まれていれば、枠囲み・12 ポイントで記載したページを別途冒頭におく必要はありません。

なお、当該交付目論見書の作成に当たっては、契約締結前交付書面の記載事項を含め、投資者が容易に理解することができるような、適切な文字の大きさとしなければならないこととされております。

問 12 効力発生前に交付した届出仮目論見書を交付している顧客に対し、効力発生後、新たに交付目論見書を交付する必要はありますか。

(答)

例えば、委託会社又は販売会社等のホームページ上に投資信託受益証券に係る効力発生の有無（例えば、届出日及び効力が発生している場合にはその効力発生日、効力が発生していない場合には、効力が発生していない旨）を表示することとし、効力発生前に交付した届出仮目論見書には「届出の効力の発生の有無を確認する方法」として、当該「届出の効力の発生の有無」が表示されている委託会社又は販売会社等のホームページアドレスが記載されていれば、効力発生後に新たに交付目論見書を交付する必要はありません。

問 13 特定有価証券開示ガイドラインにおいて、投資信託の交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、または一冊に合冊したものを交付することができる旨の規定が削除されているが、今後合冊目論見書の交付は認められるのでしょうか。

(答)

書面の交付目論見書と書面の請求目論見書を合冊して投資者に交付することは、今回の改正の趣旨に逆行するものであり、基本的には、交付目論見書と請求目論見書は合冊せず交付されることが望ましいと考えられます。

なお、今回の改正の趣旨に沿った交付ができないやむを得ない理由がある場合には、PDFなどの電子媒体に記録された交付目論見書と請求目論見書を同時に交付することを禁止するものではありません。

問 14 投資信託の目論見書を電磁的方法により交付する場合の要件（顧客の電話等による同意又は顧客への告知）と契約締結前交付書面を電磁的方法により交付する場合の要件（顧客の書面等による承諾又は顧客への告知）が異なっています。

投資信託に係る契約締結前の情報提供として契約締結前交付書面の記載事項が盛り込まれた目論見書を電磁的方法により交付する場合、どちらの要件を満たす必要があるのでしょうか。

(答)

契約締結前の情報提供の一類型として、契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されている目論見書又は目論見書及び補完書面を一体のものとして交付する方法が認められておりますので、当該目論見書の電磁的方法による交付については、目論見書の電磁的方法による交付の要件（顧客の電話等による同意又は顧客への告知）を満たせばよいと考えます。

以 上